

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月18日

【会社名】 株式会社リクルートホールディングス

【英訳名】 Recruit Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 CEO 出木場 久征

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目4番17号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っています。)

【電話番号】 03(6835)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 荒井 淳一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

【電話番号】 03(6835)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 荒井 淳一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月17日開催の当社第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、峰岸 真澄、出木場 久征、瀬名波 文野、Rony Kahan、泉谷 直木及び十時 裕樹の各氏を選任するものです。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として田中 美穂氏を選任するものです。

第3号議案 取締役等に対する株式報酬制度の改定の件

「会社法の一部を改正する法律」が2021年3月1日に施行されたこと、及びその間の取締役の報酬等の決定方針の変化を踏まえ、第58回定時株主総会においてご承認いただいた内容に替えて、改めて取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬制度のご承認をお願いするものです。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプション制度の改定の件

株主の皆様と役員との間の利害を一致させることができるストックオプションを、今後もグローバル企業との採用競争に打ち勝って優秀な経営人材を確保していくために積極的且つ機動的に活用していくことを企図し、事業年度ごとのストックオプションの限度額を7億円から14億円に増額することについて、ご承認をお願いするものです。

また、ストックオプションの内容についても、「会社法の一部を改正する法律」が2021年3月1日に施行されたこと、及びその間の取締役の報酬等の決定方針の変化を踏まえ、第59回定時株主総会においてご承認いただいた内容に一部追加し、改めてご承認をお願いするものです。

第5号議案 定款一部変更の件

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 取締役6名選任の件				(注1)	
峰岸 真澄	13,743,863	300,811	2,110		可決 97.69
出木場 久征	13,769,135	242,901	34,750		可決 97.87
瀬名波 文野	13,969,033	75,645	2,110		可決 99.29
Rony Kahan	13,976,478	68,200	2,110		可決 99.35
泉谷 直木	14,002,569	42,109	2,110		可決 99.53
十時 裕樹	14,003,524	41,153	2,110		可決 99.54
第2号議案 補欠監査役1名選任の件				(注1)	
田中 美穂	14,043,382	1,220	2,196		可決 99.82
第3号議案 取締役等に対する株式報酬制度の改定の件	10,519,111	3,520,848	6,823	(注2)	可決 74.77
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション制度の改定の件	12,744,590	1,300,009	2,196	(注2)	可決 90.59
第5号議案 定款一部変更の件	11,786,287	2,253,767	6,737	(注3)	可決 83.78

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(注2) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。